

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置について —水銀のライフサイクル全体を包括的に管理する仕組みが始まります—

水銀は、化石燃料の燃焼や廃棄物など様々な排出源から人為的に環境に排出され、地球規模で循環・蓄積し続けており、人為的な排出により海洋生物中の水銀濃度が急激に増加し、魚介類を多食する北極圏の人々などへの健康影響が懸念されています¹。我が国では、特に偏った食生活でない限り、食品からの水銀ばく露による健康影響が懸念される状況にはありませんが、将来的に魚介類の水銀濃度が上昇する可能性もあることを踏まえ、地球規模での水銀による環境の汚染の防止に貢献するため、水銀の排出を抑制するための取組を行うことが重要です。

こうした状況を踏まえ、水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」といいます。）が採択されました。これを受けて、本条約を国内で実施するための措置や可能な限り水銀等（水銀及びその化合物）の環境への排出を抑制するための条約よりも踏み込んだ措置を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（平成 27 年法律第 42 号。以下「水銀汚染防止法」といいます。）が平成 27 年 6 月に公布されました。その上で、我が国は、平成 28 年 2 月 2 日に水俣条約を締結しています。また、今般、締約国数が発効要件である 50 か国に達し、水俣条約は平成 29 年 8 月 16 日に発効することとなりました。

本法は水俣条約の発効日（平成 29 年 8 月 16 日）から施行され、以下の措置が実施されます。（ただし、水銀使用製品に関する措置の一部については、別に政令で定める日（以下に記載）から施行されます。）

なお、水俣条約を踏まえ、水銀等及び特定の水銀使用製品の輸出入については外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）、水銀等の大気への排出については大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水銀廃棄物²の処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）において、新たな規制措置が実施されます。

■水銀汚染防止法に基づく措置とその対象者

	措置の内容	対象者	
掘採	水銀鉱の掘採の禁止 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	水銀鉱を掘採しようとする者・掘採している鉱業権者	P2
製品等への使用	特定水銀使用製品の製造の禁止 (製品の種類によって、平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日施行)	特定水銀使用製品を製造しようとする者	P2 ～
	特定水銀使用製品の使用の制限 (製品の種類によって、平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日施行)	特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いようとする者	
	新用途水銀使用製品の製造等の制限 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	新用途水銀使用製品の製造等を行おうとする事業者	P5 ～
	水銀使用製品に関する情報提供	水銀使用製品の製造・輸入事業者	P7

¹ UNEP (2002), “Global Mercury Assessment Report 2002”

² 廃棄物処理法上の廃棄物を指しています。

	(平成 28 年 12 月 18 日施行)		
	特定の製造工程における水銀等の使用の禁止 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	特定の製造工程において水銀等を使用しようとする者	P7
	水銀等を使用する方法による金の採取の禁止 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	水銀等を使用する方法によって金の採取を行おうとする者	P7 ～
貯蔵・管理	水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	水銀等を貯蔵する者	P8 ～
	水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置 (平成 29 年 8 月 16 日施行)	水銀含有再生資源を管理する者	P9 ～

■各措置の内容

I 水銀鉱の掘採に関する措置 (法第 4 条関係)

いかなる個人及び法人も、水銀鉱の掘採（採掘及び試掘）は禁止されます。我が国では 1974 年に北海道の鉱山が閉山したのを最後に、国内での水銀の掘採は行われていませんが、今後も行われなことを確保するための法的措置として規定されています。

また、本規定に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

II 水銀使用製品の製造等に関する措置

水銀使用製品を製造・販売する事業者については、特定の水銀使用製品の製造や部品としての使用や、新たな用途の水銀使用製品の製造・販売が規制されます。また、水銀使用製品の製造・輸入事業者については、製造・輸入する水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報を提供するように努めることが必要となります。具体的な規制等の内容は以下のとおりです。

1. 水銀使用製品とは (法第 2 条関係)

売買の対象となることを前提として、水銀及び水銀化合物を特定の目的のために意図的に用いて製造された物品³のことをいいます。

他の製品の部品や材料として用いられるものや、これらを部品や材料として用いて製造されるもの（例：水銀が使用されているリレーやスイッチが部品として組み込まれた機器、この機器が部品として組み込まれた機器）は、いずれも水銀使用製品に当たります。

2. 特定水銀使用製品の製造に関する規制 (法第 2 条、第 5 条～第 11 条関係)

一定量以上の水銀を含有する蛍光ランプやボタン電池等の特定の水銀使用製品について、それらの製造及び部品として他の製品の製造に使用することは、原則として禁止されます。

ただし、規制対象外とする用途⁴のために製造されることが確実である旨の主務大臣の許可を受けた場

³ 水銀等の製剤を含みます。

⁴ 水俣条約附属書 A 柱書き及び同附属書 A 第 I 部に掲げられている製品について個別に規制対象外として規定されている用途を指しています。詳細は水俣条約の規定を御確認ください。〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016594.pdf>〉

合に限り、それらの製品の製造が認められます。

なお、本規制は製造に関するものであり、特定水銀使用製品の継続使用、修理・交換のための使用（例：特定水銀使用製品である高圧水銀ランプを用いて、既に街路に設置されている街灯のランプを交換するような場合）及び販売を禁止するものではありません。

（１）特定水銀使用製品とは

水銀使用製品のうち、その製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして規定された以下の製品のことをいいます。これらの製品については、製造禁止となる時期（規制開始日）が段階的に規定されています。また、一部の製品には水銀含有量等の基準があります。

<特定水銀使用製品及び規制開始日>

特定水銀使用製品	規制開始日
(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	平成 32 年 12 月 31 日 （ボタン電池であるアルカリマンガン電池）
	平成 30 年 1 月 1 日 （上記以外の電池）
イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	－
(2) スイッチ及びリレー	平成 32 年 12 月 31 日
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管 1 本当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）	平成 30 年 1 月 1 日
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成 30 年 1 月 1 日
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ	平成 32 年 12 月 31 日
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートル以下のもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、	平成 30 年 1 月 1 日

<p>その長さが 500 ミリメートルを超え 1500 ミリメートル以下のもの ハ 1 個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであつて、その長さが 1500 ミリメートルを超えるもの</p>	
<p>(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）</p>	<p>平成 30 年 1 月 1 日</p>
<p>(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 1 条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であつて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項及び第 9 項に規定する医薬品及び再生医療等製品に添加されるものを除く。）</p>	<p>平成 30 年 1 月 1 日 （2,7-ジブromo-4-ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤（以下「マーキュロクロム液」という。）を除く。）</p> <p>平成 32 年 12 月 31 日 （マーキュロクロム液）</p>
<p>(9) 気圧計（電気式のものを除く。）</p>	<p>平成 32 年 12 月 31 日</p>
<p>(10) 湿度計（電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）</p>	<p>平成 32 年 12 月 31 日</p>
<p>(11) 圧力計（電気式のもの、230 度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であつて目量（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 2 号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が 5 メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であつて次に掲げるものを除く。）</p>	<p>平成 32 年 12 月 31 日</p>
<p>イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が 1,300 パスカル以下であつて、目量が 300 パスカル以下のマクラウド真空計</p> <p>ロ 計ることのできる最大の圧力が 66,000 パスカル以下であつて、目量が 200 パスカル以下の U 字管真空計</p>	<p>—</p>
<p>(12) 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であつて次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）</p>	<p>平成 32 年 12 月 31 日</p>
<p>イ 計ることのできる最高の温度が 300 度以下のものであつて、目量が 0.5 度以下のもの</p> <p>ロ 計ることのできる最高の温度が 300 度を超え 500 度以下のものであつて、目量が 2 度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであつて、計ることのできる最高の温度が 200 度を超え 500 度以下のものうち、目量が 2 度以下のもの</p>	<p>—</p>

（2）特定水銀使用製品の製造等の許可申請⁵

特定水銀使用製品を上述の廃止期限以降に製造しようとする場合は、申請書その他の書類を国に提出し、水俣条約で認められた用途のために製造されることが確実である旨の主務大臣の許可を受ける必要があります。

また、製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更する場合についても、製造の許可の場合と同様に変更の許可を受ける必要があります。

一方、法の違反等の欠格事由に該当する者は許可を受けることはできず、欠格事由に該当するに至った場合や不正の手段により許可を受けた場合には、当該許可が取り消されます。

さらに、許可又は変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した者や偽りその他不正の手段により許可又は変更の許可を受けた者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

（3）届出

特定水銀使用製品の製造の許可を受けた者において、申請者の氏名、住所等の変更があった場合は、その旨を記載した届出書を国に提出することが必要です。

また、相続や合併等によって、当該者の地位を承継した者は、届出書に戸籍謄本又は登記事項証明書を添えて国に届け出る必要があります。

3. 特定水銀使用製品の使用の制限（法第2条、第12条関係、附則第3条関係）

いかなる個人及び法人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いることは禁止されます。本規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

ただし、製造の許可を受けたもの又は外為法に基づく輸入の承認を受けたものを当該許可又は承認に係る用途で部品として用いる場合は、規制の対象から除外されます。

また、廃止期限の前に製造又は輸入された特定水銀使用製品については、水俣条約で認められた用途で他の製品の製造に用いることは認められるべきであることから、主務大臣の承認⁵を受けたものについては本規定の適用から除外されます。

4. 新用途水銀使用製品の製造等の制限（法第13条～第15条関係）

新たな用途の水銀使用製品の製造・販売を業として行おうとする場合⁶は、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて自己評価を行い、当該評価結果等についてあらかじめ届け出る必要があります。

⁵ 特定水銀使用製品に係る許可及び承認申請に関する規定の運用については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html>

⁶ 新たな用途の水銀使用製品を部品として用いて製品を製造しようとする場合、その部品について（3）の届出がされ、主務大臣が指定し、かつその届出に係る用途に利用するときは、自己評価及び届出は不要です。

(1) 新たな用途の水銀使用製品とは

水銀使用製品において、水俣条約の発効日の前に知られていなかった用途に利用されるものことであり、その範囲を明確にするため、既存の用途に利用する水銀使用製品⁷として規定されたもの以外の水銀使用製品として定義されています。

(2) 自己評価の方法

新用途水銀使用製品の製造等（製造又は販売）を行う際には、その製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、以下の方法により自己評価をする必要があります。

<評価方法>

①情報の把握	製造等を行う新用途水銀使用製品に関する以下の情報を把握。 ・構造・利用方法等 ・製造から廃棄までのライフサイクル全体を通じて環境に排出される水銀等の推計量 ・製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響
②評価項目の設定	把握した情報を踏まえ、寄与等について客観的・科学的に検証し、適切に評価するために必要な評価項目（例：大気質、水質）を選定（届出書に選定理由を記載）。
③複数案の設定	新用途水銀使用製品の性能、一定の期間における製造等の数量又は使用する水銀等の量に関して、複数の案を設定。 ※複数案には、新用途水銀使用製品の製造等を行わない案（例：既存の水銀使用製品の製造等を行う案）をなるべく含め、含めない場合は、届出書にその理由を記載。
④複数案の評価・総合的な評価	複数案ごとに、評価項目について寄与等の程度を調査・分析して整理し、これらを比較。その上で、複数案間でそれぞれの寄与等の程度を比較し、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的に評価する。 ※評価項目に係る人の健康への悪影響・生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置（例：水銀等の使用に関する表示等の消費者への情報提供、使用済みの新用途水銀使用製品の回収）を行う場合には、その効果を勘案して総合的な評価を行う。
(①～④のための調査・分析の方法) 既存資料や試験等により可能な限り定量的に行い、必要に応じて専門家等の助言を受ける。	

ただし、既に届出がされ、その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与すると認められるものとして主務大臣が指定する新用途水銀使用製品については、主務大臣が指定する製造等の条件（例：単位数量当たりの水銀等の量、一定の期間における製造等の数量）の範囲内での製造等であるかどうかについて評価を行う。

(3) 届出

⁷ 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）」第 2 条及び別表を御確認ください。
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/mepp1_04_03.pdf>（なお、本命令は平成 29 年 4 月 28 日に既存用途水銀使用製品を追加する改正を行っており、<<http://www.env.go.jp/press/103991.html>>も併せてご覧ください。近日中に改正内容を反映させた条文を経済産業省・環境省のホームページに掲載予定です。）

製造等を開始する 45 日前までに、自己評価の結果や調査・分析の方法などを記載した届出書を国に提出することが必要です。届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者には、30 万円以下の罰金が科されます。また、届出書の内容を踏まえ、評価方法が不適切な場合など、人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要な場合には、国から評価の方法の変更や製造の一時中断等の勧告を受けることがあります。

5. 水銀使用製品に関する情報提供（法第 18 条関係）

水銀使用製品の製造業・輸入業を行う場合、消費者がその製品を廃棄する際に適正に分別できるよう、製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供に努めることが必要です。具体的な対象や方法等については「水俣条約対応技術的事項検討会」において検討が行われ、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（平成 28 年 9 月環境省・経済産業省）を策定・公表しています。

なお、法第 16 条及び第 17 条に基づき、国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的助言等を講ずるよう努め、市町村は、その区域の経済的社会的条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めることになっています。

Ⅲ 水銀を使用する製造工程に関する措置（法第 19 条関係）

化学工業品その他の物品の製造工程であって水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして規定された以下の製造工程については、既存、新規の別を問わず、いかなる個人及び法人も水銀等の使用が禁止されます。

我が国において、これらの製造工程はいずれも水銀等を使用しない工程に代替されており使用実態はありませんが、今後も使用されないことを確保するための法的措置として規定されています。

また、本規定に違反した者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

<規制対象となる製造工程>

- ① 水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム
- ② アセトアルデヒド
- ③ クロロエチレン（別名：塩化ビニル）
- ④ ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド
- ⑤ ポリウレタン

Ⅳ 水銀等を使用する方法による金の採取に関する措置（法第 20 条関係）

いかなる個人及び法人も、水銀等を使用する方法による金の採取が禁止されます。水銀等を使用する方法による金の採取とは、金を含む鉱石を砕き、水銀と混ぜ合わせて合金をつくり、加熱して水銀を蒸発させることにより、金のみを取り出す一連の方法（水銀アマルガム法）のことをいいます。

現状では、我が国において水銀等を使用する方法による金の採取の実態はありませんが、今後も行われないことを確保するための法的措置として規定されています。

また、本規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらが併科されま
す。

V 水銀等の貯蔵に関する措置（法第21～22条関係）

特定の水銀等の貯蔵を行う者（水銀等貯蔵者）は、水銀等による環境の汚染を防止するための措置と、
国への定期的な報告（一事業所で貯蔵する水銀等及びその混合物の最大量が30kg以上となった場合）を
行うことが必要となります。

1. 適正な貯蔵が必要な水銀等

貯蔵の際に環境汚染防止のための措置が必要となる水銀等の種類は、以下のとおりです。それぞれ他
の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の95%以上の場合に限り対象とな
ります。また、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除きます。

<対象となる水銀等の種類>

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀・硝酸第二水銀水和物⁸
- ・硫化水銀⁹

2. 「水銀等の貯蔵」とは

水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを
いいます。貯蔵を他者に委託した場合は、その相手方が「水銀等貯蔵者」となります。

3. 貯蔵の指針について

1. の水銀等の貯蔵は、水銀等の貯蔵に係る技術上の指針¹⁰を遵守して行う必要があります。当該指針
の遵守が不十分である場合など、環境汚染の防止のために必要があると認められる場合は、水銀等によ
る環境の汚染を防止するために必要な措置について国から勧告を受けることがあります。

①容器・包装

水銀等が漏れたり流出したりしないよう、水銀等の種類に応じて適切な材質や構造の容器又は包装
で貯蔵してください。また、容器・包装を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修し
てください。

⁸ いずれか一方のみを貯蔵している場合も取組が必要です。また、他の物と混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第
二水銀水和物の合計の含有量が混合物の全重量の95%以上の場合に取組が必要となります。

⁹ 辰砂である場合は、硫化水銀の含有量に関わらず取組が必要です。

¹⁰ 水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年総務省・財務省・文
部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）

②表示

容器又は包装及び水銀等を貯蔵する場所（棚や棚が設置されている部屋・倉庫等のいずれか）には、以下の事項を表示することが必要です。

<表示事項>

○容器・包装

- ・水銀等を貯蔵している場合：水銀等の名称
- ・水銀等の混合物を貯蔵している場合：水銀等の名称、含有量（辰砂の場合は名称のみ）

○水銀等を貯蔵する場所：水銀等の名称

③貯蔵する場所

水銀等の盗難・紛失を防ぐため、鍵をかけることのできる保管庫・棚等で貯蔵するか、鍵をかけることのできる部屋や倉庫に水銀等を貯蔵する棚等を設置し、施錠してください。その場所が性質上鍵をかけることができないものである場合は、周囲に堅固な柵を設ける必要があります。

④情報提供

水銀等の貯蔵を他者に委託するときは、その相手方において環境の汚染を防止するための措置が必要となるため、相手方に対し、貯蔵を委託するものが貯蔵に係る規制の対象であることについて、情報を提供する必要があります。

4. 貯蔵に関する定期報告について

一事業所で貯蔵する1.の水銀等及びその混合物の最大量が30kg以上¹¹となった場合、その貯蔵の状況について定期報告を行う必要があります。この報告は、事業所ごとに毎年度、貯蔵の最大量が30kg以上となった年度の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、これをその翌年度の6月末日までに国に提出して行います。年度の途中で、貯蔵していた水銀等の全量を他者に引き渡した場合や、全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合でも、その翌年度には報告が必要です。また、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には、30万円以下の罰金が科されます。

詳細については、今後策定される予定の「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン」を御参照ください。

なお、第1回目の報告は、平成29年8月16日（施行日）から平成29年度末までの水銀等の貯蔵の状況について、平成30年6月末日までに行うことになります。

VI 水銀含有再生資源の管理に関する措置（法第23条～第24条）

水銀含有再生資源の管理を行う者（水銀含有再生資源管理者）は、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するための措置と、国への定期的な報告を行うことが必要となります。

1. 水銀含有再生資源とは

¹¹ 辰砂については、含有する硫化水銀の量が30kg以上の場合に報告が必要となります。

水銀等又はこれらを含む物のうち、水銀の含有量に関する要件に該当し、かつ水銀の回収等の再生利用が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物を除く。）であって有用なもの¹²をいいます。要件への該当性の判断に当たっては、成分分析を実施し、基準値を超過しているか否かを確認します。

<要件（一部のみ記載¹³）>

- ・水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀等を0.1重量パーセント以上含む物
- ・核酸水銀、酢酸第一水銀、硝酸フェニル水銀等を1重量パーセント以上含む物

<水銀含有再生資源に該当しうるものの具体例>

- ・非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジ
- ・使用済みの水銀使用製品（例：水銀を含むボタン電池）であって、貴金属等を回収する業者に売却する意思決定がなされているもの（法第2条第2項に基づく「処分作業が意図されているもの」に該当する）

2. 「水銀含有再生資源の管理」とは

水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬又は処分作業¹⁴（再生利用）を行うことをいいます。水銀含有再生資源の所有者が、その保管等（保管、運搬又は処分作業）を他者に委託した場合も、所有者である委託した者が「水銀含有再生資源管理者」となります。

3. 管理の指針について

1. の水銀含有再生資源の管理は、水銀含有再生資源の管理に係る技術上の指針¹⁵を遵守して行う必要があります。当該指針の遵守が不十分である場合など、環境汚染の防止のために必要があると認められる場合は、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するために必要な措置について国から勧告を受けることがあります。

（1）管理に共通する事項

①飛散・流出の防止等

水銀含有再生資源が漏れたり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置をとることが必要です。

また、水銀含有再生資源の種類・性状により、悪臭や騒音、振動が発生するおそれがある場合には、容器等の密閉化や運搬時の固定など、生活環境の保全上支障が生じないようにする必要があります。

¹² 水銀含有再生資源に該当する土壌については、水銀含有再生資源に一般に適用される水銀汚染防止法の規定に優先して、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく措置が適用されます。

¹³ 要件の全体は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）」別表第3第27号を御確認ください。

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/kokuji_s.pdf

¹⁴ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業。水銀の回収等の再生利用がこれに該当します。詳細は条約の規定を御確認ください。

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf

¹⁵ 水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）

②情報提供

・保管、運搬又は処分作業を委託する場合

水銀含有再生資源の保管等を他者に委託するときは、委託者である水銀含有再生資源管理者にはその相手方において環境の汚染を防止するための措置がとられるようにする責任があるため、相手方に対し、とるべき措置について情報を提供する必要があります。なお、これは受託者が再委託を行う場合も同様です。（保管等の委託・再委託を受けた者が十分な措置をとらなかった場合、水銀含有再生資源管理者が国から適切な措置をとるよう勧告を受ける可能性があります。）

・譲渡する場合

水銀含有再生資源を他者に譲渡（所有権の移転を伴う引渡し）するときは、その相手方において環境の汚染を防止するための措置が必要となるため、相手方に対し、譲渡するものが水銀含有再生資源であることについて、情報を提供する必要があります。

（2）保管に関する事項

①容器

水銀含有再生資源が漏れたり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状に応じて適切な材質や構造の容器で保管してください。また、容器を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修してください。

②表示

容器及び保管する場所には、保管するものが水銀含有再生資源であることがわかるように表示することが必要です。

③保管する場所

水銀含有再生資源の盗難・紛失を防ぐため、鍵をかけることのできる保管庫・棚等で保管するか、鍵をかけることのできる部屋や倉庫に水銀含有再生資源を保管する棚等を設置し、施錠してください。その場所が性質上鍵をかけることができないものである場合は、周囲に堅固な柵を設ける必要があります。

4. 管理に関する定期報告について

水銀含有再生資源管理者は、水銀含有再生資源の管理の状況について定期報告を行う必要があります。この報告は、事業所ごとに毎年度、水銀含有再生資源を管理した年度の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、これをその翌年度の6月末日までに国に提出して行います。年度の途中で、管理していた水銀含有再生資源の全量を他者に譲り渡した場合や全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合でも、その翌年度には報告が必要です。また、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には、30万円以下の罰金が科されます。

詳細については、今後策定される予定の「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含

有再生資源の管理に関するガイドライン」を御参照ください。

なお、第1回目の報告は、平成29年8月16日（施行日）から平成29年度末までの水銀含有再生資源の管理の状況について、平成30年6月末日までに行うことになります。

VII その他（法第25条～第27条関係）

特定水銀使用製品の製造の許可を受けた者、新用途水銀使用製品の評価の届出をした者、水銀等を貯蔵する者及び水銀含有再生資源を管理する者は、水銀汚染防止法の施行に必要な限度において、それぞれの行う業務に関して国から報告を求められる場合があります。また、国が本社施設、工場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去する場合があります。これらを拒否した者や虚偽の報告・答弁をした者には、30万円以下の罰金が科されます。

また、水銀使用製品の製造、輸出又は輸入、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理を行う者は、水銀汚染防止法の目的を達成するために必要なときに、国から必要な資料の提出及び説明を求められる場合があります。

VIII 制度運用のためのホームページの御案内

水銀汚染防止法関係の最新の条文や定期報告の様式等は、以下のホームページにおいて閲覧・ダウンロード可能です。また、今後策定予定のマニュアル等についても、以下のホームページにおいて公表予定です。

<<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>>

IX 水俣条約を踏まえた他法令に基づく規制制度について

上記の水銀汚染防止法に基づく措置以外で、水俣条約を踏まえて実施される新たな規制制度に関する情報については、以下のホームページにおいて閲覧可能です。また、これらについて御不明な点がございましたら、以下の部署までお問い合わせください。

○水銀等及び特定の水銀使用製品の輸出入について

●申請先及び承認申請手続方法、書類の記載方法等に関すること

<http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/index.html>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 TEL：03-3501-0538

貿易審査課 TEL：03-3501-1659

●上記以外のお問い合わせ（対象貨物に関すること、条約に関すること等）

<http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html>

経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL：03-3501-0080

○水銀等の大気への排出について

<http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html>

環境省水・大気環境局大気環境課 TEL：03-5521-8295

○水銀廃棄物の処理について

<<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 TEL：03-5501-3157

廃棄物対策課 TEL：03-5501-3154

<水銀汚染防止法に関するお問い合わせ先>

環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課

水銀対策推進室

TEL：03-5521-8260

経済産業省製造産業局化学物質管理課

TEL：03-3501-0080